

運用2（水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型）

第1 趣旨

水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型の運用については、制度要綱、交付要綱及び別紙3によるほか、この運用に定めるところによる。

第2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙2運用2の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙2運用2の第1から第9までの規定並びに別表、別記様式第1号から第10号まで及び第11号（2(1)に示す様式を除く。）は、本事業について準用する。この場合において、これらの規定（第4の2の規定を除く。）中、「別紙2」とあるのは「運用2の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙2」と読み替え、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、「地方農政局長等」とあるのは、「内閣府沖縄総合事務局長」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第1の3(1)ウ	、北海道にあつては北海道知事があらかじめ農村振興局長の意見を聴いて地域ごとに定める面積)を超えていること。	を超えていること。
	地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長。その他都府県にあつては地方農政局長	内閣府沖縄総合事務局長
第4の1(1)	20ヘクタール（北海道にあつては100ヘクタール、奄美群島にあつては10ヘクタール、中山間地域にあつては、事業の申請時に担い手が1戸以上ある場合に限り10ヘクタール）	10ヘクタール
第4の2(1)、(2)イ及び(3)ア	30ヘクタール（奄美群島にあつては、おおむね20ヘクタール）	20ヘクタール
第4の2(2)ア	都道府県営土地改良事業	県営土地改良事業
別記様式第10号	農林水産省〇〇農政局長殿 （北海道にあつては北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長）	内閣府沖縄総合事務局長殿
	畑地帯総合整備型に係る別紙2の第7の規定	畑地帯総合整備型に係る第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙2の第5の規定

別記様式第 11号	農林水産省〇〇農政局長 殿 (北海道にあつては農林 水産省農村振興局長)	内閣府沖縄総合事務 局長 殿
	畑地帯総合整備型に係る 別紙2の第7の規定	畑地帯総合整備型に 係る第2において準 用する農山漁村地域 整備交付金実施要領 別紙2の第7の規定